

## 令和8年度 特定健康診査受診率向上対策業務委託に係る仕様書

### 1 件名

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策事業業務委託

### 2 業務の目的

令和6年度の特定健康診査(以下「特定健診」という。)の受診率は39.6%であり、第3期行田市国民健康保険データヘルス計画にある令和11年度に受診率60%という目標値との乖離は大きい。本業務は、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を実施することで受診率の向上を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

### 4 業務内容

行田市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する業務は次のとおりとする。

#### (1) 甲が行う業務

関係データなどの提供

- ① 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙1「甲が乙に提供するデータ等」)を乙に提供する。
- ② データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へL G W A Nを通じて提供するものとする。
- ③ ②の運用ができない場合は、乙が指定する追跡可能な配送サービス(レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- ④ ②及び③の運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

#### (2) 乙が行う業務

事業実施に先立ち、甲の特定健診受診率向上に向けた現状・課題分析を行い、以下の業務内容の具体的な内容を記載した事業計画を策定する。

##### ① 特定健診等データ分析業務

- (ア) 受診率向上に効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。
- (イ) 健診結果データ等の各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- (ウ) データ分析により、受診勧奨すべき対象者(以下「受診勧奨対象者」という。)を特定し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類すること。なお、特定する際には、通知勧奨の対象人数に合わせて優先付けをすること。  
※健診結果データ等は、通知中未受診者分析、前年度受診情報分析、その他有用と思われる分析の実施や提案を行うために活用する。

##### ② 受診勧奨通知の作成・発送業務

乙は①に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を2回実施する。

###### (ア) 対象者

全健診対象者の中から特定した受診勧奨対象者のうち、甲が合意した者

###### (イ) 通知物の内容

通知物(受診勧奨用資材)については、①で分類した勧奨対象者の特性に合わせたデザイン・メッセージとする。

###### (ウ) 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

(エ)通知物の宛名印字

宛名については、甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

(オ)通知物の校正

通知物の印刷内容については、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(カ)受診勧奨対象者の最終決定及び発送

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な受診勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。勧奨通知発送件数は、2回合計で20,000通を上限とする。

(キ)サンプル納品

校了後速やかに、甲に対し、通知物各10部のサンプルを納品する。

③ 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

(3) 甲及び乙が行う業務

- ア 委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打ち合わせを実施する。
- イ 打合せ場所や日時・方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。
- ウ 打ち合わせに関する記録については、乙が作成し、甲の承認を得るものとする。

5 個人情報取扱

- (1)受注者は、業務上知り得た受診者の情報（以下「個人情報」という。）を第三者へ漏らしてはならず、業務終了後も同様とする。また、業務に従事する者は、在職中及び退職後においても個人情報を第三者へ漏らしてはならない。
- (2)受注者は、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- (3)受注者は、個人情報取扱に関し突発的事項が起きた場合には、速やかに発注者に報告する。
- (4)受注者は、前3号に掲げるもののほか、委託契約書に添付された「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

6 その他の事項

- (1) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (2) 委託料の支払いは、当該年度の全ての業務が完了した後、完了検査を実施した上で、当該業務に要した費用を委託料の総額の範囲内で支払う。
- (3) 甲から提供されたデータ等について、委託業務の範囲において個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報であって、甲が承認したものについては、乙の業務の改善等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）することができる。
- (4) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしないにもかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。
- (5) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。